

○は立川飛行場周辺自治体連絡会からの要請・質問事項

●は北関東防衛局からの回答

立川飛行場周辺自治体連絡会からの追加要請事項への聞き取りに対する北関東防衛局の回答

【1 事前通知】

○飛来の際は毎回、事前通知すること。通知には飛来日時その他、機数、期間を含めること。

●自衛隊が日頃から行っている訓練等による航空機の飛行情報については、例えば、地上からのレーザー光線の照射といった、飛行の安全に支障を及ぼしかねない行為を防ぐため、従前から逐一地元事前に提供しているわけではなく、陸上自衛隊V-22オスプレイについても、公表することは予定しておりませんが、立川駐屯地に初めて飛来する際は、事前に具体的な日時などをできる限り情報提供させていただき予定です。

【2 安全確保及び経路】

○飛行経路については、住宅密集地を避け、周辺住民に騒音等の被害が発生しないように努めること。

●自衛隊の操縦士は、地域の実情に応じて、病院、市街地、住宅地などを極力回避しながら、上空からの識別が容易な幹線道路、鉄道、河川、海岸線等に沿って、気象条件も考慮しつつ飛行することを基本としており、立川駐屯地へのV-22オスプレイの飛来に際しても、周辺住民の皆様への影響に最大限配慮した運用に努めてまいります。

○市街地上空において、回転翼モードや転換モードでの飛行を必要最小限にすること。

●V-22オスプレイについても、他の航空機と同様に立川飛行場の場周経路を使用して離着陸を行います。この場周経路での飛行については、離陸後の加速時や着陸前の減速時のみ転換モードで飛行します。具体的には、離陸の場合は、転換モードで離陸した後、場周経路上で固定翼モードに切り替えることとなり、また着陸の場合は、目的地飛行場の場周経路までは固定翼モードで飛行し、場周経路上で転換モードに切り替え、滑走路を使用し離陸することを考えており、基本的にはこれ以外に転換モードでの飛行を行う予定はありません。

○転換モードで飛行する場合はその範囲を示し、理由を説明すること。

●V-22オスプレイが場周経路上において転換モードで飛行する場合はあり、離陸及び着陸を最も安全、確実に実施できるタイミングでモード転換を行います。具体的な

転換モードへの切り換え地点については、気象状況などの影響を受けるため予めお答えすることは困難です。

○場周経路を明示すること。

●場周経路については、「新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項でお示しているところですが、北向きに離陸する場合の例を申し上げますと、離陸した後は、北側の西武拝島線を交点として、東大和駅付近まで東へ向かい、そこから多摩川方向へ南下後、多摩川沿いを西へ飛行し、滑走路へ戻る経路となります。

●その上で、当該場周経路については、立川飛行場を使用する海上保安庁、警察庁及び東京消防庁の航空機も自衛隊機と同様に使用しています。

○V-22 オスプレイには1,500mの滑走路が必要といわれている。一方、立川飛行場の滑走路は900mであり、オーバーランを合わせても1,200mである。この立川飛行場における離発着の安全性について見解を示すこと。また、オスプレイの飛来に備え耐熱性向上等の滑走路改修工事の必要性について見解を示すこと。

●V-22 オスプレイを配備する場合には1,500mの滑走路が必要と考えていますが、立川駐屯地への配備は考えておりません。

●また、V-22の離着陸に必要な滑走路の長さは、気象状況や機体重量等に応じて変動しますが、立川駐屯地への飛来に際しては、現在の滑走路の長さで十分安全を確保できる状態でのみ運用します。

●なお、オスプレイの排気については、排気が地上に直接当たらないように制御する排気デフレクタを有していることに加え、整備後の地上試運転等を実施する木更津駐屯地とは運用形態が異なることから、V-22の立川駐屯地への飛来に際して、排気熱等による滑走路への影響は生じないと考えていることから、滑走路の改修工事は予定しておりません。

【3 高度】

○V-22 オスプレイをはじめ、立川飛行場に離発着する航空機すべてに対して、航空法及び自衛隊法を遵守すること。特に最低安全高度については、飛行場周辺環境が住宅密集地であることを考慮して、飛行すること。

●自衛隊機の飛行にあたっては、最低安全高度を含め、民間機と同様に航空法を遵守しており、V-22 オスプレイについても同様の運用を行うとともに、周辺住民の皆様への影響に配慮した運用に努めてまいります。

○飛行高度の明示、有視界訓練、計器航法訓練など、訓練により飛行高度が変わる場合はその説明をすること。

- また、飛行高度については、「新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」の協議事項でお示しているところですが、V-22についても、原則として滑走路の東側の場周経路を高度約1800ft（約540m）で飛行します。なお、訓練内容により、場周経路での飛行高度が変わることはありません。

【4 その他】

○飛来目的は理解するが、他の飛行場ではなく立川飛行場へ飛来する特段の理由及び訓練内容について、改めて詳細を明らかにすること。

- 立川駐屯地は、各防災関係機関の施設を集約した「広域防災基地」の中核として、災害情報の収集・連絡や救援活動等を行う自衛隊飛行場としての性格を有しています。
- このため、首都圏において大規模災害が発生した際には、V-22オスプレイにより、人員・物資の緊急輸送等の任務飛行を行うことが考えられることから、立川駐屯地において、離着陸等に習熟しておくことが必要であると考えています。
- また、立川駐屯地においては、当面の運用として以下の訓練を予定しています。
 - ① 事前に定めた経路、飛行時間、飛行高度等のとおりにより目的地まで飛行するための操縦技法を習得する航法訓練
 - ② 航空機の姿勢、高度、位置及び進路の測定を計器にのみ依存して飛行する計器航法訓練
 - ③ 離陸や着陸時の操縦技法を習得する離着陸訓練
 - ④ 人員及び物資を搭載・輸送し、展開する機動展開等訓練

○周辺住民の不安解消に向け、国の責任において、丁寧な説明を行うこと。

- V-22オスプレイについては、陸上自衛隊において各種SNSや動画を活用した情報発信を行っています。また、当局においても、ホームページにおいて、その安全性に関する動画や関連資料等を掲載し、ご理解を深めていただけるよう努めており、今後とも適切な情報提供に努めてまいります。

【5 質疑応答】

○【2. 安全確保及び経路】の中で、「場周経路上での具体的な転換モードへの切り換え地点については、気象状況などの影響を受けるため予めお答えすることは困難」と回答があったが、例えば「晴れ・無風」の条件ならどの辺りなど、例示で構わないのでいくつか示すことは可能か。

- 操縦士は、その時の気象状況により離陸及び着陸を最も安全・確実に実施できるタイミングでモード転換を行います。このため、気象条件を仮定したとしても、必ずしも例示した地点でモード転換を行うわけではないことから、具体的な地点をお示しすることは困難です。

- 1月16日に社民党の福島党首と国立市議会の議員7名が防衛省に伺いオスプレイ飛来に対し要望を行ったと聞いているが、それに関して伺いたい。
- 住民に対する説明会を防衛省としては行うつもりはないが、市が主催する説明会において市から要請があれば防衛省が出席してもよいと回答があったそうだが、地域住民の要望に応じて、住民説明会を実施するのは防衛省の責任ではないのか。
- 住民説明会は防衛省としてはこれまでも開催しておらず、説明会の開催は考えていない。市議会の議員から「『仮に』自治体主催で説明会を行った場合に、市だけでは説明しきれないので防衛省の担当者がその説明会に参加し、対応することは可能か」という問いであったので「そういったことであれば、自治体とよく相談したい」と回答したもので、住民説明を自治体に投げたわけではない。国として責任をもって説明を尽くしていく。

- 事前通知について、「ゆとり」をもって自治体にお伝えするという話があったと聞いたが、「ゆとり」とは具体的に何日くらいを考えているのか。1週間前と捉えてよいのか。
- 直近の例では、1月25日に、小笠原村にオスプレイの飛来訓練を初めて実施するにあたって、1月19日に事前通知を自治体に行った。確約できるものではないが、概ね1週間前には通知できると考えている。

以 上